

地方独立行政法人長崎市立病院機構における死者情報取扱規程

令和5年4月28日

規程第21号

地方独立行政法人長崎市立病院機構が保有する死者情報の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、長崎市死者情報取扱規則（令和5年長崎市規則第14号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。